

令和4年 第5回浅口市農業委員会議事録

令和4年5月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	欠
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第9号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第10号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年6月15日（水））

開会（午後1時27分）

議長 これより令和4年第5回浅口市農業委員会を開会いたします。
ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き感染症への対策が必要とされていることから、会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。
また、質問等がある場合は、番号と名前をお願いいたします。
日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、12番梶原委員、13番岡田委員を指名します。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。
日程第3、議事に移ります。
ここで事務局が発言を求めますので、お願いをいたします。

事務局 失礼します。お手元のほうに、今回の議案の正誤表ということで、訂正が多くて申し訳ないんですけども、誤りがあるので、ここで訂正をお願いします。
まず、議案書の3ページになります。
3ページの各内容、表があります。その下のところに合計「18筆」というふうな表示がありますが、これが誤りで「17筆」と訂正をお願いいたします。

議長 一番下の枠外です。

事務局 枠外の左の下のところ辺です。よろしいでしょうか。
それから次に、7ページをお開きいただきまして。

議長 どうぞ。

事務局 大丈夫ですか。
それでは、次なんですけど、7ページの農地区分のところで、「3種」というふうな記載があって、その下にもう一個枠があるんですけど、ここが「1種」という表示が抜けておりますので、こちらに「1種」という表示を記入をお願いできたらと思います。7ページの中ほどに「3種」というのがあるんですけど、このほかのところに表示が抜けておりますので、ここに「1種」と記入をお願いします。
それから、10ページになるんですけども、この番号が誤っております、一番左側のところに「670-1」、「670-2」とありますけれども、これを「5

61-1」、「561-2」に訂正をお願いいたします。

それから、向かって右側のほうに、それから横に見ていただいて、右側のほうに転用目的、それから施設の概要でございますけれども、「事務所を露天駐車場」の「露天」の「天」が「店」になっているんですけど、これが青空の「天」、「露天の駐車場」ということで漢字の訂正をお願いしたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長 では、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

550番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年5月13日提出。

番号550-1、鴨方町小坂西、田、226平米。同じく2、鴨方町小坂西、畑、842平米。同じく3、鴨方町小坂西、田、152平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長 次に、9番、虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 まず、この位置図なんですけど、1ページ、2ページになります。場所は、大体鴨方西小学校より1.5キロぐらい西に行ったぐらいです。それで、譲受人と譲渡し人の血縁関係は何もなく、不動産屋を通じて話がまとまったようです。これといって問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、550番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、551番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号551、鴨方町本庄、田、249平米、譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 位置図は、3、4ページです。場所は、本庄の原田池から南へ100メートルぐらいの、田口建設の資材置場があったちょうど角っこです。今現状、1メートルぐらい下がるようになってますが、道路の最初草を刈るという約束になっておりましたけど。問題ないと思いますから、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
 それでは、５５１番の件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、５５４番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局 失礼します。番号５５４、鴨方町小坂西、田、２３９平米。譲受人は、〇〇〇〇。
 譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願
 います。
事務局 次に、９番虫明委員、補足説明をお願いします。
委員 ９番虫明です。
 ここも、先ほどの位置図より大体５００メートルぐらい西に行ったところ
 です。位置図は、５ページ、６ページになります。ここも血縁関係は何も
 なく、家のちょうど前の田んぼを作られていたみたいで、話がまとま
 ったみたいで、何も問題はないようですので、よろしくお願
 います。
議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
 それでは、５５４番の件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、５５７番の件について、事務局の説明を求めます。
 なお、７番柚木委員が当事者となっておりますので、農業委員会法第
 ３１条の規定による議事参与の制限により、柚木委員には当該案件の
 審議が終了するまで退席をいただきたいと思います。
 (柚木委員 退場)
事務局 失礼します。番号５５７、鴨方町地頭上、田、８７１平米。譲受人は、〇〇〇〇。
 譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡し理由は贈与です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
 以上でございます。
議長 次に、杉本推進委員、補足説明をお願いします。
委員 杉本です。
 位置図は、７ページ、８ページでございます。場所は地頭上に養護老人
 ホームがありますが、そのすぐ北側でございます。この周りは〇〇〇〇
 が大分耕作されてますので、別に問題はないと思います。審議よろしく
 お願いします。
議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、557番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
それでは、柚木委員に入ってきていただきたいと思います。
(柚木委員 入場)

議長 それでは、柚木委員にご説明いたします。
何も質疑、異議等はございませんでした。
以上です。
続きまして、562番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号562、鴨方町六条院西、田、292平米。譲受人は、〇〇〇〇。
〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長 次に、私から補足説明をいたします。
位置図については、9ページ、10ページでございます。2号線バイパス鴨方インターを北へ100メートルぐらい、旧六条院西農協のところの西に約50メートルのところに位置します。譲渡し人につきましては、高齢のためなかなか管理ができないということで、譲受人にお渡ししたようなことでございます。別に問題はないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。
ただいま説明をいたしました。質疑はありますか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、562番の件について、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、564番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号564、鴨方町本庄、田、516平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 この物件、位置図は11、12ページです。場所は、農免道の本庄のファミリーマート、それから西へ大体100メートルぐらいの道路に面した南側のところです。労力不足により渡すという格好ですから問題ないと思いますから、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、564番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、565番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号565-1、鴨方町小坂西、畑、112平米。同じく2ほかとい
たしまして、鴨方町小坂西、田、5筆、計1,619平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲
渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いいたします。
委員 9番虫明です。
この場所は、先ほども申しましたように、西小学校より大体1.5キロぐらいのと
ころにあります。位置図は、13ページから18ページまでになります。ここも血縁
関係は何もなく、不動産屋を介してお話がまとまったようです。何も問題はないよう
ですので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、565番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、566番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号566、寄島町、畑、228平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し
人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。
委員 12番梶原です。
位置図は19ページ、20ページにわたりまして、県道寄島線の旧道のほうへ入
道を200メートルほど下って、以前は点滅信号があった場所で、白神医院の西側、
50メートル行かないぐらいの場所にあります。東側です。すみません。譲渡し人の
方から譲受人の方へということで、譲受人のご自宅が横に隣に隣接してありまして、
その周りの農地も譲受人のほうに管理をされているようです。問題はないかと思われ
ます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。
委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、566番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、567番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号567-1、鴨方町鴨方、田、383平米。同じく2、鴨方町鴨方、田、47平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
 以上でございます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。
 位置図は、21ページ、22ページになります。場所は、鴨方中学校の運動場のすぐ西側になります。譲受人と譲渡し人のどちらにも共通した知人がおられて、その人からの紹介で話がまとまったというふう聞いてます。ご審議よろしく願います。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、567番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
 552番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。
 議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年5月13日提出。
 番号552-1、鴨方町益坂、田、465平米。譲受人は、〇〇〇〇、譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、鴨方町益坂、田、1,174平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該の転用目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、他法令の手續も行われており、許可要件を満たしていると考えられます。
 ご審議よろしく願います。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 位置図は、23、24ページになります。これは市の開発の手續きもされています。そこ、今現状ですぐ西側の田んぼ2枚、それがもう既にある駐車場は整地やとる状態ですから、それと一体にしたという格好になっているので、問題ないと思えますから、よろしく願います。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、552番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、559番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号559-1、鴨方町深田、田、574平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2ほかといたしまして、鴨方町深田、田、7筆、計2,036平米。譲渡し人は4名になります。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇となっております。ほかに〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、当該の転用目的を達成できる土地がほかにございません。一般基準上も問題なく、他法令の手續も行われており、許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

位置図は、25、26ページになります。場所は、鴨方中学校から西へ行きますと、鴨方クリニックという病院がありますが、そこから南へ約100メートルぐらいのところになります。ここの①から⑧の物件は、今のところ休耕田でございます。隣が分譲地でちょうど隣接したような格好になります。水利委員とか土木委員の許可も得ているようです。何ら問題ないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、559番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、568番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。568-1、鴨方町六条院中、畑、247平米。同じく2、鴨方町六条院中、田、1,077平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく3、鴨方町六条院中、田、647平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく4、鴨方町六条院中、田、399平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、建て売り住宅となりまして、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇となっております。ほかに〇〇〇〇です。農地区分は第3種としております。一般基準上も問題なく、他法令の手續も行われておりまして、許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

位置図は、27、28ページになります。この案件の場所は、JR鴨方駅から東へ400メートルぐらい行った南側、国道2号線より北側になります。周辺は、アパート、一般住宅がありまして、土木委員、水利委員の承諾を得ているようでありまして、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、568番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、569番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。ページが5ページ中ほどから8ページまでが1つの案件ということでよろしくお願いいたします。

それでは、説明申し上げます。

番号569-1、金光町地頭下、田、428平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2外といたしまして、田、25筆、計2万291平米、それから畑4筆、計2,437平米。譲渡し人は、共有者を含め31名となります。転用目的は倉庫で、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇となります。ほかに〇〇〇〇となっております。農地区分でございますが、第1種と第3種になっておりまして、主に第1種となっております。第1種の農地でございますが、本来転用が許可されませんが、転用目的が物流センターとなっておりますことから、農地法施行規則第35条に該当する特別の立地状況を必要とする事業に当たることから、不許可の例外となっております。一般基準上も問題なく、他法令の手続も取られており、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は許可が適当と見られ認められた場合、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ諮問を要する案件になります。

以上でございます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は、29、30ページになります。場所は、地頭下の夫婦池のすぐ南の農地一帯になります。物流センターを予定しておるということで、大規模開発となります。水路とか排水、道路の付け替え等、土木委員の承諾を得ているということです。審議のほうひとつよろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 どうぞ、安田委員。

委員 2番の安田です。ここの地区の話なんですけれど、これは調整会議のときから私がお願いしている件。中へ渡邊さんも水路があるということでしたけれど、今、ここ、

説明不足ということで各地区に、再度、5月2日に〇〇〇〇地区、7日に〇〇〇〇地区で、まだ当方の〇〇〇〇地区についてはその中の道路とかという部分の中の使用目的の説明がないということでお願いをしている状況にあります。

中にちょうどため池からこの今回する南側に農業用水路として水路が設置されています。その水路の土木委員が許可を出したと言いますが、水路の件に関して許可というよりも排水路の関係での私と土木委員との話の中で、巨大施設、こういうものが来ると雨水の処理がしにくいだらうということで、市のほうへお願いして、今、今朝も金光の総合支所の課長とも少し話をしましたけれど、雨水の排水について改良してほしいと。これは改良するという方向で今話してますけれど、そういう部分はあるんですけど。

この企業のほうに、農業用水路の工事に入ると農業用水路をどのように確保してくれるかというふうな話を今してますけれど、その辺の話がまだ返ってきてません。これが2020年11月の農振解除のときに質問した懸案が、これもまだ返ってきてません。この件について4月23日に土木委員と話をして、今、調整中という状況です。

あと、もろもろの件で地域自体でのコンセンサスが全て取れているかという、そこまでは行ってないような状態ではないかなというのが私の今の感覚です。そういうことを踏まえて審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長
委 員

これは反対ということですか。

反対は僕はしてません。だけど、要はこの前の調整の中の解除の水路、要するに農業用水がどのように来るかというふうな話の中で、まだ水利権者とかという人たちのところへ説明に向いてないと。だけど、それは土木委員がしとるからということで、私が以前言った農地維持組合とか云々とかというのがこれに係ってくるということなんで、そこがまだできあがってないので。地元のほうからため池の水がどうなるんかというのは、何か分からんですけど私のところへ質問が来るということで、土木のほうにどうするんならということで4月23日に土木委員とか地元の水利を扱っている人たちと話をする中で、調整するというので土木委員のほうへ今預けているという格好です。

議 長
委 員

それでは、今土木委員に水路をちゃんとしてくれということで話合いをしているということですか。

そうです。それができないと、もうこれが許可されると、ちょうど耕作時期に入るじゃないですか。そのときに、基本的に農業用水が来ないと前に行かないと。これ以外の約何町歩かの農地の水の確保をどうするかという問題にもなりますので、そこを順番できれいにしてほしいということで、私の所管かどうか分かりませんが、話はさせてもらっていますということです。

議 長
委 員

でも、もうぼつぼつ田植が始まるんですが。

始まりますね。

議 長 安田委員のところは、水路の話をいつ頃までに結論を出してくれとかという話はされとんですか。

委 員 それはしてますよ。要するに、水開けが取りあえず6月8日、9日ぐらいから農業用水としてため池の樋を抜きますので、最低でもそこまでには目鼻をつけてもらわんと。今、みんな苗代を作っている、苗を作っている状況なんで、そのところだけはしてほしいということです。

議 長 分かりました。
柚木委員、どうぞ。

委 員 田んぼの用水というたら水利委員がおるじゃろう。土木委員だけでは決めれんはずじゃろう。

委 員 それがないでしょう。

議 長 地区によってそれがあったりなかったり。

委 員 ないか。

議 長 ないところもあるんです。

委 員 地区によって、鴨方は水利委員がおるんじゃけど、金光は兼務なんですよ。兼務なんじゃけど、土木さんは百姓を知らんけえ、どこへ水が流れようかも分かりようらんです。だから、僕のところへ聞きに来るんです。

委 員 2番藤丘ですけど。うちの金光の占見の開発のときもそれが出たんです。用水路を越して田んぼへ行くのに、水路の図面が全くないのに土木が判を押したらしい。それから、農業委員会も通った。地元への説明が一切ない。それで県の開発許可が出た。こんなむちゃくそされたら困ります。後始末するのが大変だった。業者は一辺倒ですから、ない、図面にない、その一辺倒。

議 長 施工業者は図面でやりますからね。

委 員 施工じゃない。要するに買った人間がそうだったんです。だから、それがもう会社だから。地域の会社だったらメンツがあるけど、地域の会社じゃねえ、よそのほうのじゃから、もう一辺倒、それだけ。県に言っても駄目、市に言っても駄目。結局、我々の中で調整したやつをどがんかせえというて造成しょうる業者にどがんかせえというて耐えてます。排水路を造らせたんです。本当は土木がしっかりと、農業委員会がそれを押さえなんたらどがんもならんことになる。我々が後から文句を言うたって、もう話にならんですよ。それで、市のあれでも言ったんですけど、あれは県の開発だと。県の開発、浅口市なのに。これは圏外かなというてわしは思わず言うたが。
それが現実で、田んぼがあって、水路があって、水が流れようのが分かっと思って、図面になかったら知らんじゃけんねえ。これを許可を勝手にされたらかなわんですよ。現状にそれを戻すのが大変だった。
じゃから、もう一回、土木さんが判を押しとるというだけで話をしてもろうたら困る。地元があれを了解しとるかどうかということをしかり確認してもらわんと、大きい開発は行き出したら止まりませんから。特にそれは私は思いました。ここへも行って事務局長とも話をしたんじゃけど、もう戻らんようになるから。結局、買うた業

者じゃない、造成する業者との話になる。それは地元の業者じゃったけえ、いろいろな手を使って何とかしたんじゃないけど、これ、我々のする仕事じゃないだろうというて。そこら辺はしっかり農業委員の皆さんよろしくお願いします、つくづく思いましたから、特に用水とかというのは気をつけていただきたい。

議 長
委 員

安田委員、その辺は回答はいつ来るかまだ分からないと。

分かりません。さっき藤丘委員が言われましたけど、業者がどこまで真剣に考えているかも、それすら分かりません。だから、相当私のところへ来て話をして、何か月も話をしていますけれど、それに対する回答は一切ないですね。ないですねと僕も簡単に言ようけど、私自身は推進委員という立場でそのラインを超えないというのが僕の信条ですから、はっきりと言って。だけど、地元で私が農業委員会へ出て行って推進委員をしようということを知ってるんで、苦情は私のところへ皆かぶせてくるんですよ、本当の話。

泣き言みたいに聞こえるかも分かりませんが、初めて〇〇〇〇という会社が来たのは、今年の1月です。そのときに、私が地頭下地区で推進委員をしようということを彼らはそこまで知りませんでした。誰からもそういう話はなかって、たまたま土木委員が自分では判断できんからあそこへ行けえと言われてたまたま来て、僕が試しに聞いたらそういう話で、水路の話とか道の話とかという話をして、今道の話だけがおおむね決着つけたかな、私が。だけど、水路の辺の話までまだ行き着いてない。行き着いてないけれど、もうこの開発をする、2020年11月の農振解除をして、それ以降の期間の話があるから、ここまでに取りあえず判こを押してほしいということで、いろんなところからのお話が来て、土木委員に条件付でいいかということで、水路の辺のところも頑張って解決をしいよということで今回のこれに至っているという状況です。だから、今藤丘委員が言われた一番難しいところを残している感じです。

議 長
委 員

はい、どうぞ。

寄島地区の推進委員の大島です。

客観的に聞きしている諸問題が解決できてないようにお見受けするので、一旦保留にするというのも方法ではないでしょうか。

議 長
委 員

はい。

5番古川です。

私も、水稻の場合は、特にあそこの地頭下のほうは水稻なんで、水路ということはより大事なんで、これが解決せずには開発ということは考えられんね、到底、私はそう思います。だから、それがきれいに解決せんと、前に進めたらいいな。

議 長
委 員

はい、どうぞ。

13番の岡田です。

今、お話を聞いていて、最初の説明で事務局のほうで許可要件を満たしていますということを出されているんですけども、許可要件の関係で地元の方との対応というか、水の関係、そのあたりは問題ないとか、そのあたりが要件になっているかどうか

とか、そこを満たしているか満たしていないかというのはある程度検討はされているはずだと思うので、そのあたり事務局はどういう感じなんですかね、今。

議 長 どうぞ、事務局。

事務局 以前からこの開発に関しては、地元の方と協議をされてるということは事前にお伺いしております。また一方で、開発の前段階の手続の中で開発区域内の水路の付け替え、それから道路の付け替え等の手続というのを事前にやっておるんですけど、そちらのほうである程度協議が調ったというふうに聞いておりましたので、それでいけるかなというふうに思っているんですけども。

ただ、今、安田推進委員さんのほうから言われたことについて、細部でまだ保留の部分があるというのはこちらも把握ができてなかったところでございます。

議 長 岡田委員。

委 員 そうすると、要件を満たしてるということでこちらで許可するというのは難しいのかなと。もうちょっとそこについて要件の妥当性について慎重に判断した上で、地元の方々の了解といたしますか、そのあたり協議した上で許可要件を満たしているということを出して、意見を諮るというほうが適切な判断ができるのではないかと私は思います。

以上です。

議 長 私も、聞いとる話では、雨水については大きなプールを地下に造って雨水をためるんだというふうなことを聞いてます。

それから、通学路については、通学路、いろんな通路については、付け替え道路をつけるというふうなことも聞いております。

水路についても、僕は解決、水路もちゃんと付け替え水路をつけるんだというふうなことも聞いたんですけど、私。

委 員 それなら図面が出とるはずですよ。

議 長 図面は全然見てないですから。

委 員 まだ出てないとか、そういうのあるん。

委 員 図面はあるじゃろう。

委 員 図面出とんなら、土木やこうに渡しとるはずじゃ、県の許可で。

議 長 だから、図面はあると思いますけど。僕は見てないですけど。

委 員 水路のあれが事務局にはないんかな。どっか行っとるはずよ。あれは土木に渡しとるはずじゃ、県の許可で。

事務局 そのあたりはうちの部署ではなくて、まちづくり課のほうがそういった案件の手続を行うようになりますので。

議 長 まちづくり課なんですよ。

委 員 課が違うんじゃ。

議 長 市の関係ではまちづくり課が担当しとんです、これ。まちづくり課が県に申請をしていくんです。

委 員 じゃけど、図面は農業委員会にあるよ。

委員 それはプールだよ。雑談みたいでごめんなさい。それはプールはよ。

議長 はい、どうぞ。

委員 2番の安田です。

私が言ってるのは、今会長が言われたように、水路を付け替える、道を付け替える、何をするという中で、通学路を変えるとかという分の中で、それは基本的に付け替えますというだけの話であって、地元の地域の人たちにある一定の人たちが集まって話をして、変えましょうということで、道も替えるというふうな話をされてますけれど、その中に昔からいうと、今、我々の地区、〇〇〇〇地区というところは、その道を参拝道として使っている。

議長 それは前にも言われました。

委員 それを私が言うまでみんな気がついてないんで、もとの農振解除が出る時点では、もう何もないから、子供の通学路だけじゃから、付け替えたら、要するに南へ迂回させればいいんじゃないですかというふうな話をして、その件に関しても、地域への説明も何もない中でやってしまってた。私が言い出して、初めてはたと困って、今、大体話が行ってますというのは、そこへ付け替えができてます。

農業用水路のあれについても、私が土木委員と話してるのは、極端に言うと、ため池ですから水当て当番というのがいます。その水当て当番のほうにも、その地域の人間にもそういう話の了解が取れてなかった。要は、ある小さいところだけでやってるんで、ここの水は私が当てるわけじゃないんですけど、当てる人間と話をすると、僕らはそんな話は聞いてないというようなことがあったんで、この4月23日にそういう人間を集めて、どうするんかと。それが今度は工事に入ると、付け替えるまでの水路はどうするかというような細かいことを土木のほうへ投げ返した。その中で、その地区でも、土木さんのいる地区でも、これができることによる問題点が発生して、新たに説明をせえということで、5月7日に〇〇〇〇地区というところですが、そこで説明会をして、その後の結果は僕も聞いてませんけれど。だから、そういう部分の中で今日に至ってます。だから、私に言われるとあんまりいい回答ではなかったのかなということで、よう説明せんのかなとかと思いながら、今、今日ここに来ます。

事務局 それと、先ほど図面がないと申し上げたんですけれども、排水の計画自体の図面はございます。当然申請につけていただくようになりますので。それはあくまでも付け替え後の排水であったり、汚水の経路というようなことになります。

以上です。

議長 はい。

委員 5番の古川ですけど。

今、排水とか雨水の話はあるんですけど、用水としてため池から来る水路というんか、それをきちっと確保しとかんと、水稻はできんよ。雨水のことは分かるんですけど。

委員 トラックやこうじゃったらオイルが物すごい流れてくるんじゃ。その辺をええよう

にしといてもらわんと。

委員 その話は全然ないです。したら怒られました、私。

議長 はい、どうぞ。

委員 13番の岡田です。

なので、いろんな意見が今出てると思うんですけど。とはいえ、農地のために影響が出るようだと許可できないですと、そういうことも考慮して要件というのは定まっているはずですから、その該当性をちゃんと判断していただくというのが一つと。

他方で、逆に法律上の要件を満たしているにもかかわらず、逆にこちらが、例えば、とある人が聞いてないとか、地域の一部が聞いてないということを経由に許可しないとなったら、これはこれでまた問題になり得ることです。なので、一番重要なのは、法律上の要件とか、許可する上で要件となっている地域の合意が要るのかとか、そういったところを慎重に判断というか、確認していただいて、それで要件を満たしているということであれば、例えば地域の人が聞いていないんだとしたら、その部分について例えば行政指導するとか、そういった対応もあろうかと思うんですけど。そのあたりを一度検討した上で、再度この時点で許可を出さないといけないのかどうなのかというのは私分らないんですけども、そこら辺を検討していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

議長 よろしいですか。まちづくり課のほうは、もう許可を下ろしとると思います。

事務局 いや、まだ。

議長 まだ下ろしてないんですかね。会議は通つとんじゃな。

事務局 取りあえず書面の受理をしたということで、ある程度見込みがあるというような判断はしていると思います。

委員 まちづくり課が通ったら駄目じゃもんな。

議長 はい。

委員 2番の安田です。

私が今ここで話ししてるのは、今岡田委員が言われたような中身と一緒になんです。反対というか、造りたいという意図はよく分かるんですけど、もう2年も3年もこういう話がいつてるのに、要するに基本的に地域との話し合いを進めてないと。一番要る、ここの地域というのが、ため池から水が出てくるという一番ネックのところの水路をどのようにするかという一番そういう部分の話をないがしろにしてやってきてるという。それの中において、俗に水利権者と地権者の皆さんの意見を聞いてくださいというのは、僕は調整会議のときに前の事務局長がおられるときに、その辺の話は事務局長とか、設計会社とか産振の人間にもしました。でも、それに対して、私が言っていること自体、私の言葉が悪かったんかどうか分からないんですけど、その理解をしていただけずに、進歩してなかったと。それが今までずっと続いていると。

だから、百姓、地頭下地区の農業というのをもうやめてしまえというようなイメージで話をされるんならば、どこに水路を付け替えようと、何しようと、地元の理解な

んで得る必要は全然ないと思うんですけど、私を含めて少なくともこれから水稲耕作するという人間がまだいますので、その人たちに要するに不便をかけない、今現行と同じぐらいの状況の中での水稲の水の使い方をしてもらおうというのが推進委員としての私の仕事かなということですから、こういう話をさせてもらっています。

ですから、私が頭からこれ反対という意味じゃなくて、要は造らにやいけんものは造らんといけんのじゃけど、結局は条件を出して、そういうふうな部分の中で話を進めてくださいということ言いたいです。

以上です。

議 長
事務局

谷口さん。

すみません。谷口ですけども。今回、農地の転用で許可申請が上がっています。それにつきまして皆様方でご審議いただいております農地について、その転用に伴い周辺への農業へ影響が出るか出ないか、特に委員の皆さんからお声いただいたように、水路というのは水稲に大変必要であるというところです。ただ、先ほどの質問の中にもありましたように、排水については書いてある、用水の付け替えについてはまだ答えが出てないところを安田委員さんが説明されたんじゃないかと思われまが。

委 員

雨水に関しても完璧に地域のほうへ説明があるわけではないんです。何せ、ここは総体的に行くと2万4,000平米ぐらいの農地を潰して、今会長が巨大プールと言いましたけれど、ためる水量がたったの1,700平米、だから普通に出てくる水の量の約5分の1、5分の1ぐらいの水しかためれないと、それ以外の水は今現行の農業用水路へ皆出てくると。虫明さんも言われたけど、それに付随するトラックが入るとか、何とか入るとかという、あと火事が起こる、何が起こるといような部分の中に、用水路がそこにある以上は、もし何かあったら、耕作時期だったらそこに、農業用水路の中に入ってくると。そういう部分に対する環境問題とかというような問題点の説明も含めて、水路に関しての説明は私は受けてないし、土木からもそういう話は聞いてません。ということを含めた中で、そういう部分の中のまだこれからも農業をするという、水稲耕作をするという意味での説明が欲しいという、それがまだできてませんという話です。

議 長
事務局

何かあります。

はい、分かりました。用水路、雨水と排水の始末について、現行水路に流すというところでの問題点と、もう一つは現行の水路、予定地の中を横断している水路の付け替えが不透明であるという、その2点でよろしいですかね。

議 長

1点私のほうから。まちづくり課ですか、質問したんです、田んぼをこれだけ埋めたら雨水が出るんじゃないかと。今、遊水池の代わりに田んぼがしておりますので、その遊水池がもう全部なくなって水路に出たら、耕作地に被害を及ぼすんじゃないかという質問はさせていただきました。そしたら、全部が全部ためるわけにはいかんけど、遊水池みたいなことを考えておりますと。それがプールのように地下へ水をためると算段しとんだということでまちづくりから聞きました。だから、どこまでという大きさは全然聞いてないんですけど。

委員
議長

1, 700平米。

そこはまだ聞いてなかったんですけど。その辺をよう考えると、ほかの田んぼや宅地やこうに影響があるんで、そこら辺をよう考慮してくれにゃいけませんという話はさせてもらいます。

はい、どうぞ。

委員

安田です。

その中で、今会長が言われた水害が出るというふうな話をされましたけれど、実際、私がここまでそれに固着しているのは、2018年の真備の水害が起きたとき、あのときに占見地区の〇〇〇〇という町内会があるんですが、そこが3軒が2日間にわたって床下浸水、床上まであと10センチのところまであって、地頭下の〇〇〇〇番地〇〇〇〇番地〇〇〇〇番地が2日間にわたって浸水して、なおかつ占見地区の地頭下の〇〇〇〇番地から隣接するところも一番低いところなんで、そこも丸3日かかりました。そういうこともあって、これだけの巨大なものが出てくると、その排水路ができてないと、会長も言われたようにちょうどどれだけの水が出てくるかということを含めて市長のほうにお願いして、今、今日も金光支所と話したのは、その部分の水路改修をすることによって、これを造る場合に地元に対する影響というか、悪い影響ですよ、あそこへ造ったけえああいうふうになったじゃねえかということをし少しでも少なくしたいということで私が提案して、金光総合支所の産業建設課長と今やり取りをしているような中身です。

ですから、そういうこともあるので、結局これを造るときの私が説明ができてないというのは、現状が実際に床下浸水が3軒あって、なおかつ田んぼもつかって、そのときにたまたま私が土木委員をしてたんで、その隣接の水路は全部満水状態で、田んぼへ皆越水をして、それで田んぼの中で水をため込んで、何とかもたせたんですけど、それでももたずに民家が3軒2日間にわたって床下浸水をしたということで、そのときに消防団にお願いして、可搬ポンプを4台据えて、丸2日間水を抜き上げて、やっと床上まで来ないという状態を実際にここで起こしているんで、そういう部分の中で、僕もまちづくりに聞いたけど、雨水に関係する話は彼らは何も考えてなかった。設計業者もそういうことは考えてなかったです。だから、僕が嫌みで言ったのは、線引きを取った時点で、地頭下地区にはこの取ったところには雨が降らんのかという言うたら、雨は降りますと言いました。だけど、そういうところの考え方は持っていなかったように私は見受けました。

ですから、こういう雨水とか農業水路に対して、特に水に関してお願いしてるということですよ。

議長

そのほか何か。

最近、雨が非常に降るようになりまして、今まで水害になったことがないようなところが水害になって、僕も市と話したんですけど、宅地を造るのもええんじゃけど、今までの田んぼが遊水池となつとんの、それをどんどんどんどん宅地許可をしていって、今までつかったことのないような宅地がつかるといふようなこともあるので、よく排

水路を考えてくれと。許可するときに、排水路を考えてくださいということで市にはお願いをしてはおります。

それで、今、事務局長と話したんですが、今日結論が出ておりませんので、私たちも全然地図も見たことないんで、そこら辺はまちづくり課とよう地図を見させてもらったりして、事務局と確認をしたいと思います。

委員 それは、地図より現地を見りゃ分かる。

議長 現地は見たんですよ。

委員 現地は誰かが説明してから現地に来てもらう。それはもういろいろ出てくる。

議長 安田さんの言われとったことは、全部一応話はしたんですよ。

委員 水の流れを知らんけえ。

議長 どうぞ、岡田委員。

委員 すみません。繰り返しになるんですけど、結局、許可要件を満たしているのに許可しないと問題ですし、許可要件を満たしていないにもかかわらず許可を先にしてしまったら、これもまた周辺の方々から違法な許可をしたということになるので。一番大事なのは、そこら辺を含めて、今回対象農地も1種ということも含まれてたりしますので、当然要件が厳しくなっていると思いますし、そのあたりの細かい要件は私分からないんですけども、そのあたりの該当性をしっかり検討していただくというところが一番大事なんじゃないかと思いますので、そこからまず検討していただいて、そのあたり、地域の農業委員の方々とかとその辺の確認を、申請者の言うことをそのまま飲むのではなくて、対象の農業委員の方のお話なんかも聞きながら詰めていったほうがいいんじゃないかと思いますので。

議長 事務局、何かあります。

事務局 転用の要件の一つの例で周辺の営農に支障を来さないというのが第1の項目でございますので、今のお話を聞く限りでは、周辺への対策というのがどこまで本当に練られているのかというのが出てきましたので、改めて事業者のほうに確認をして、当然経過の中には地元への説明というのにも含まれるでしょうし、含めてもう一度要件を充足しているかというところを確認をさせていただいてからのほうがええかなというふうに今判断しとるところでございます。

議長 それでよろしいですかね。

委員 なし声

議長 それでは、この件については事務局等に預かってもらいまして、もう一遍その辺を詰めていきたいと思います。

それでは、よろしいですか。異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、続きまして560番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。

議案書は9ページになります。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請（使用貸借契約設定）。令和4年

5月13日提出。

番号560、鴨方町鴨方、畑、41平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は宅地拡張で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

ページは、33、34ページになります。場所は、天草池、駐在所の辺から東へ向いて約300メートルぐらいでしょうか。そこに平石池という池がありまして、その池の約100メートルぐらい北側になります。これは親子関係ということで、別に問題ないかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、560番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、563番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号563-1、金光町地頭下、田、1,342平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。同じく2、金光町地頭下、田、1,232平米。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的はコミュニティー広場で、施設の概要は〇〇〇〇になりますが、〇〇〇〇です。農地区分は第3種としております。一般基準上は問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

これは、今さっきいろいろ問題になっった土地の中にコミュニティー広場があります。その代替地としてここをやるということで申請が出とんですが、さっきの話でいけば、もとの許可がまだはっきりしないと、保留ということになっんですが、ここの部分だけ異議なしということでやってしまうのもいかがかなというような気がするんですが。今のさっきの話と連動して審議していかんやいけんのじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。これはこれで。

委 員 この件に関しても、実はここにちびっこ広場、コミュニティー広場を造るということ自体が、〇〇〇〇は4地域あるんですけど、その中全体へアナウンスができてなくて、5月2日に〇〇〇〇地区というところで説明会をしたんですけど、その中でここのコミュニティー広場は〇〇〇〇地区とすれば反対じゃという、そういう意見が出て、それが〇〇〇〇のところへ今行って、上がってます。要するにこれも含めた中で、AさんとBさんが話をしているんで、そのアナウンスメントが地頭下

地区の中で広がってないというのがあれなんで。我々の中でも、あそこへ広場ができるんじゃないのを知ってる方と、そこでもええわという人たちの了解がまだ取れてない状態であることは確かなんです。

以上です。

議 長 安田委員、お聞きするんですけど、代替地で公園を造るといのは私聞いたんですけど、それは承認を得てないんですか。

委 員 地域で言ってるのは、地権者とごく一部の人間なんです。ぶっちゃけた話をする
と、業者と〇〇〇〇が2人で話をして、〇〇〇〇がいろんな話があるけえもうええわ
と言うて、そこで〇〇〇〇がオーケー出して、そっから先のアナウンスメントが各地
域でできてない。

議 長 それはその〇〇〇〇の責任になりますよね、極端に言うと。

委 員 基本的にはね。だから、逆に言うと、5月2日に説明会をなささいよというて言っ
たのは、コミュニティハウスも含めて各地区の中でせんと、この工事を始めたとき
に、おい、おめえという話が出てくるから、そういう話はいいように話をして、それ
で工事に入るなら入るようにしてくださいということで事業者の説明に行かせたとい
う。

議 長 私が聞いたのは逆で、絶対広場が地元で必要なから、広場は絶対確保してくれとい
う話を聞いたんです。だから、広場は確保できましたということで私は聞いたんです
けど。

委 員 案ができた時点で僕ら全然知りませんでした。本当に。

委 員 それは代替えじゃったら要るんじゃ。じゃけど。

議 長 地元から代替えの要望が出たんで、その近くに絶対要るんで、そこは確保してくれ
という話があったんですけど、その辺は。

はい、どうぞ、岡田委員。

委 員 すみません。13番の岡田です。

今回、確かに同じ業者が申請しているんですけど、今回のさっきの話と毛色が違
うかなと思っていて、先ほどは他の所有農地に影響を及ぼすかどうかというところと、
それと許可要件の関係でそれがどうなるかとなると、まさに許可に関わってくるこ
だと思っんですけど。基本的にとある所有者との間で農地について転用を伴う使用貸
借の設定がなされて、それについて農地法上の許可要件を満たしているということ
であれば、もちろん一つの考え方としては、先ほどの大きいもともとの許可との関連
でこれが出てきているものだから、その話がついてからまとめて出されたらどうす
かという話が申請者にできて、了解が取れるのであればそういう方法も一つ、それが
望ましいとは思っんですけど。他方で、許可要件を満たしているけど、そっちのほ
う、もともと先ほど保留になったほうの関係があるからここで不許可としていいか
という、ないしは差し戻す、やっていいかというのは難しいのかなと思っ
ているので、そこら辺、申請者との関係とかは我々のほうでは分からないので、事務局のほう
で適切に判断していただいたほうがいいのかなと思っんですけど。

議 長
事務局

はい、どうぞ。

また、転用の許可要件の中で転用の事業の確実性という項目がございまして、転用を許可した後で確実にその転用が実施されるかというのも審査の対象になってくるんですけども、先ほどのお話を聞く限りでは、もしかしたらという疑念が。ほかの要件は多分いけるのかなと思うんですけど、その転用の確実性というところが地域のほうでその場所でいいというふうな合意がなされていないということになると、許可はしたはいいけど、また場所が変わるとかという可能性が現時点で残っているというふうなことが想定できるんで、これもセットで保留という形でさせて、不許可まではいかないと思うんですけど、もうちょっと内容をお伺いしたほうがええかなというふうに思うんですけども。

議 長
委 員

はい、どうぞ、岡田委員。

13番の岡田です。

今のお話を聞くと、そういうことであれば要件に関わることですので、ちゃんと申請人に対してその理由も説明できると思いますので、併せて今回は保留にされたほうがいいんじゃないかと私は思います。

議 長

それじゃ、今、岡田委員が言われたように、この件については前件の件と一緒に保留ということよろしいでしょうか。

委 員

異議なし声

議 長

続きまして、561番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書のほうは、10ページになります。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（農地転用事業計画変更承認申請）。令和4年5月13日提出。

番号561-1、鴨方町六条院中、畑、1,275平米。譲受人は、〇〇〇〇。同じく2、鴨方町六条院中、畑、632平米。転用目的は事務所、それから露天駐車場で、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇となります。それから、露天駐車場につきましては〇〇〇〇となっております。農地区分は、第3種としております。

この案件でございまして、実は令和2年3月の農業委員会で倉庫への転用ということで一旦許可を受けておる案件でございまして、その後、コロナの影響等もありまして社会状況が変わったということで、当初の計画での目的の達成が難しいというご相談がありまして、転用の事業の内容を変更することについてご承認を求めますのでございまして。

以上でございまして。

議 長

この件につきましては、私からご説明をさせていただきます。

位置図は31、32ページであります。先ほど事務局から説明がありましたように、数年前にこれ許可を出しております。コロナの影響で営業が難しくなった、規模がでんようになつたということで、設備、施設を変えたいということで申請が出ております。事務所や駐車場の変更ということでございまして。別に問題はないと思われまますが、よろしいでしょうか。よろしくご審議のほどお願いします。

ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、561番の件について、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認めます。

続きまして、555番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになります。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定・農地転用事業計画変更承認申請）。令和4年5月13日提出。

番号555-1、鴨方町鴨方、畑、157平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。同じく2、鴨方町鴨方、田、167平米。同じく3、鴨方町鴨方、田、12平米。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇となっております。農地区分は、第2種と第3種です。

この案件でございますけれども、実は令和3年10月の委員会で所有権移転の案件として転用の許可を受けておる案件でございますけれども、その後、当事者の話合いによって所有権移転から使用貸借への権利の変更ということで承認を求めるものでございます。

以上でございます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

先ほど事務局のほうでも説明していただいたとおりでございます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、555番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第17号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

なお、藤丘推進委員は当事者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限による藤丘推進委員には、当該案件が終了するまで退席をお願いします。

（藤丘委員 退場）

議長 それでは、説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案書は、12ページをご覧いただきたいと思います。

議案第17号農用地利用集積計画につきまして。令和4年5月13日提出。

それでは、説明いたします。

今回の前年度受付番号97番及び今年度受付番号1番から3番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は4名、農地は4筆です。全て新規になります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年以上6年未満が4筆の以上となります。

次に、13ページへ移ります。

1(1)地目別設定面積につきましては、田、2,110平方メートル、畑、257平方メートル、計2,367平方メートルです。

以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

藤丘推進委員に入室をしてもらってください。

(藤丘委員 入場)

議長 藤丘推進委員に報告します。

議案第17号については承認されました。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第9号農地法第18条の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は14ページになりますので、お開きください。

報告第9号農地法第18条の規定による合意解約通知について。令和4年5月13日提出。

番号546、金光町占見、田、708平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年3月17日となっております。

番号547、金光町占見、田、909平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日並びに引渡し年月日は、令和4年3月17日となっております。

番号553、鴨方町鴨方、田、383平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年4月15日となっております。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第10号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は15ページになりますので、お開きください。

報告第10号形状変更届について。令和4年5月13日提出。

番号548、鴨方町六条院西、田、240平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は田から畑に変更で、〇〇〇〇です。

番号549、鴨方町六条院西、田、690平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は田から畑に変更で、〇〇〇〇です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

①令和4年度の最適化の目標及び達成に向けた活動の点検評価（案）について

②次回の委員会について

議長 本日の委員会は以上で閉会とします。 ご苦労さまでした。

閉会（午後3時02分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月13日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩